

快適な都市環境の形成

緑豊かな都市の形成

公園・緑地を始めとする都市の緑は、都市生活に潤いと安らぎを与えるとともに、都市環境の保全、レクリエーションの場の提供、災害時の避難場所の確保など、多様な役割を担っており、以下のような取組を行っています。

東京都では、こうした緑の多様な価値を高め、未来へ継承していくために、令和5年（2023年）7月に「東京グリーンビズ」をスタートしました。



都市計画公園・緑地の整備促進

都・特別区・市町では、緑溢れる東京の実現と災害に強い都市の構築のため、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年（2020年）7月改定）を策定し、令和11年（2029年）度末までに優先的に整備する区域を約530ha設定し、公園等の計画的な整備を促進しています。



東伏見公園

私有地の緑の保全・創出

都・特別区・市町村では、都市化の進行とともに失われつつある崖線や屋敷林などの既存の緑を計画的に確保するため、「緑確保の総合的な方針（改定）」（令和2年（2020年）7月）を策定し、特別緑地保全地区の指定の支援や、区市町村が公園・緑地として土地を買い取る際の補助（特別緑地保全地区買取等補助制度、緑あふれる公園緑地等整備事業補助制度）など、緑確保の取組を進めています。



農の風景育成地区（世田谷区）

都市農地の保全・活用

都では、農地や屋敷林などが残る農のある風景を保全、育成していくため、「農の風景育成地区」の指定を進めています。あわせて、区市が行う生産緑地地区の追加指定、特定生産緑地の指定の支援や、生産緑地を公園にする際の補助（生産緑地公園補助制度）など、農地の保全・活用を進めています。

民間活力をいかした公園づくり

東京のまちづくりの重要な担い手である民間事業者とも連携し、「公園まちづくり制度」や「特許事業」、「民設公園制度」を活用した、民間事業者による都市計画公園・緑地の整備を進めています。



特許事業による整備事例（芝公園）

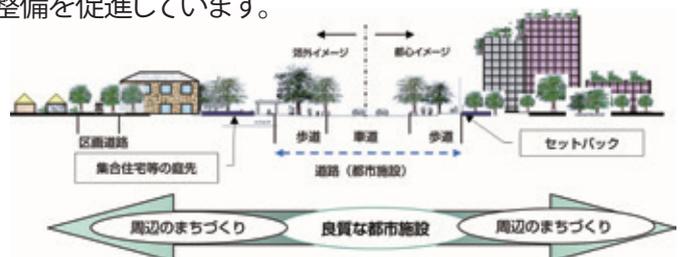
都市開発による緑の創出

大規模な都市開発の機会を捉えて質の高い都市環境を形成するため、都市開発諸制度等を活用し、通常よりも高い緑化率の設定による量の誘導や、「公開空地等のみどりづくり指針」による緑のネットワーク形成や快適・安全な空間づくりの促進など質の高い緑の誘導を図っています。これらの取組により、大規模開発の多い都心3区では緑被率は増加するなど、緑豊かな空間を創出しています。また、重層的で親しみやすい緑をまちなかの各所に生み出し、水辺と緑を生かしたひとを惹きつける魅力ある空間の形成するため、まずは、持続可能な都市・東京を先導するベイエリアにおいて、開発誘導により立体的な緑の整備を促進しています。

環境軸の形成

環境軸とは、骨格となる都市施設（道路・河川・公園など）と、その整備を契機とした周辺のまちづくりの中で一体的に形成される広がりを持つ豊かなみどり、オープンスペース、良好な景観などの“みどり豊かな都市空間のネットワーク”です。

環境軸の形成を進めるため、「環境軸ガイドライン（平成19年（2007年）策定）」や「環境軸推進会議（平成20年（2008年）設置）」を活用するとともに、実施事例等を参考としながら、都と区市町とが連携して取り組んでいます。



環境軸形成のイメージ

水資源の確保と水の有効利用

都は、都民生活や都市活動の渇水等に対する安全性を向上させるため、国などと連携して水資源開発を促進しています。都の水資源開発は、昭和32年（1957年）に完成した多摩川の小河内ダムから始まり、令和2年（2020年）3月には、八ッ場ダムが完成しています。

また、貴重な水資源を有効に活用するため、大規模建築物や開発の事業者に対し、循環利用水（一度使用した水）、雨水など雑用水をトイレ洗浄や散水などに利用するよう働き掛けています。



八ッ場ダム

外濠の水辺再生

現状の外濠（市ヶ谷濠・新見附濠・牛込濠）の水辺空間は、アオコの大量発生に伴う景観障害や異臭により、まちに安らぎや潤いを与える機能を十分に発揮できておらず、都市の魅力が低下している状況です。

このため、都は、東京の歴史的財産である外濠の水質改善を進め、都心で働く人々に癒しの場を提供するとともに、品格ある景観を形成し、魅力あるまちづくりへとつなげる外濠の水辺再生事業に取り組むこととしています。

外濠の水辺再生に向けて、関係機関と連携しながら、外濠に導水するための水量・水源の確保や導水路の整備方法などの調査・検討を進め、下水再生水と荒川河川水を玉川上水路等を経由して導水する概略ルートなどを定めた基本計画を公表しています。この計画を踏まえ、2030年代半ばの整備完了を目指し、令和4年（2022年）度より導水に向け必要となる施設の基本設計を行うなど具体的な取組に着手しています。

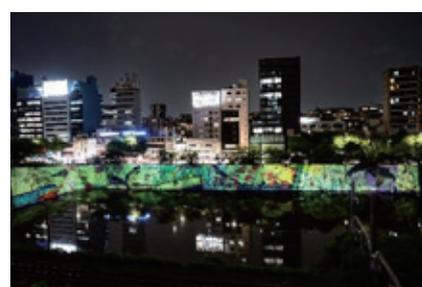


《右画像の出典：「未来の東京」戦略 version up2022 (R4. 2)》

あわせて、将来にわたり水と緑の空間を残していくため、小学生を対象として、外濠の歴史的価値や維持管理の大切さを伝える、子供向け勉強会を令和4年（2022年）度から実施しています。さらに、外濠浄化プロジェクトや外濠に対し、より多くの方に興味・関心を持っていただくため、外濠の景観を活かしたプロジェクションマッピングの投影を、スタートアップピッチイベントで募集し決定した企業と協働し、令和6年（2024年）5月末から4日間実施しました。



子供向け勉強会の様子



プロジェクションマッピングの投影の様子

良好な景観形成の推進

良好な都市の景観をつくるためには、東京全体の景観形成に関する方針を定め、様々な施策を関連付けて実効性のある取組を行っていくことが大切です。都は、東京都景観条例及び東京都景観計画に基づき、美しく風格のある首都東京の実現に向けて取り組んでいます。

届出・事前協議制度による景観形成

東京全体を広域的視点で見て、景観上の骨格となる特徴ある自然や地形の広がりや「景観基本軸」、文化財庭園等の周辺など、良好な景観形成を推進する上で、特に重点的に取り組む必要がある地区を「景観形成特別地区」として指定し、地区ごとに配慮すべき景観形成基準を定め、届出制度による景観形成を行っています。

また、都市計画決定などが必要な大規模建築物等については、手続に入る前の企画段階から事前協議を行う制度を設け、皇居周辺地域における良質なデザインの誘導や、国会議事堂等の眺望保全など、景観に配慮した計画への誘導を行っています。



国分寺崖線景観基本軸
(調布市)



浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区
(浜離宮恩賜庭園)

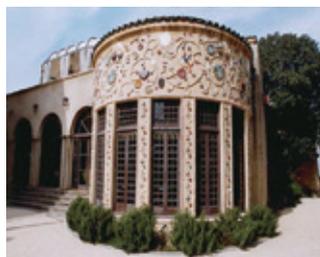
東京都選定歴史的建造物等

東京の歴史と文化を今日に伝える貴重な歴史的建造物を選定し、風格と魅力のある景観づくりを進めています。

原則として建設後 50 年を経過した歴史的価値のある建造物のうち、東京の景観づくりにおいて重要なものを知事が選定し(105 件(令和 6 年(2024 年)12 月末時点))、保存のための支援策の実施や説明板の設置等を行っています。

このほか、文化財などの歴史的な価値のある建造物や庭園等のうち、周辺の良好な景観づくりに特に重大な影響を与えるものを「特に景観上重要な歴史的建造物等」として知事が定めています(80 件(令和 6 年(2024 年)12 月末時点))。

令和 5 年(2023 年)度より、PR 動画等を作成するなど、歴史的建造物の魅力を発信する新たな取組を行っています。



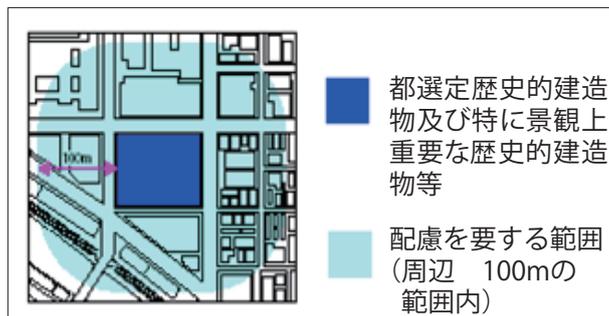
都選定歴史的建造物
旧小笠原邸(新宿区)



特に景観上重要な歴史的建造物等
旧岩崎邸庭園(台東区)

歴史的景観保全の指針

「都選定歴史的建造物」や「特に景観上重要な歴史的建造物等」の周辺の歴史的景観の形成を促進するために、東京都景観条例に基づき、歴史的景観保全の指針を定め、周辺で建築行為を行う際の配慮をお願いしています。



■ 広告宣伝車対策

都内の繁華街を派手な色遣いや過度な発光を伴い走行する広告宣伝車は、良好な景観を損ない、交通事故を引き起こす懸念があります。東京都屋外広告物条例では、交通安全上の危険がある広告の表示を禁止し、また、デザイン審査を受けることを求めています。都内の繁華街で宣伝活動を行う広告宣伝車のほとんどが、都条例の規制の適用対象外である都外ナンバーの車両であることから、都の規制が実態とそぐわない面が表れていました。

このため、都は、令和6年（2024年）3月に同条例施行規則を改正し、同年6月から、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車に対しても都条例を適用することとしました。また、令和6年（2024年）5月には九都県市で連携して広告宣伝車規制に関する広報や、「道路運送車両の保安基準」の遵守に関する普及啓発について国に要望を行うなど、共同の取組を実施しました。

■ 違反広告物対策

都では、東京都屋外広告物条例において許可取消、行政措置命令、命令不服従事実の公表や罰金・過料などの罰則制度を定めるとともに、許可を受けた広告物への屋外広告物許可済シール（標識票）の貼付の義務付け（平成21年（2009年）1月から実施）などを行い、違反広告物の表示・掲出の防止を図っています。

さらに、広告業者に対する指導を的確に行うため、平成17年（2005年）度から屋外広告業の届出制度を変更し、屋外広告業登録制を導入しています。

また、都民の都市景観に対する関心の高まりを受けて、平成9年（1997年）から、道路管理者、警察、都民の皆様等と共同して、道路内の電柱等に放置された捨て看板、貼り紙、貼り札等を集中的に除却するキャンペーンを毎年1回実施しています。

平成19年（2007年）からは、東京マラソン開催時期に合わせ、コース沿道における共同除却も実施しています。



共同除却キャンペーン

資源の再利用

■ 建設リサイクル

都内では、毎年、大量の建設副産物（建設発生土・コンクリート塊等）が発生しており、その発生を抑制するとともに、これらを建設資材として有効に活用し、環境に与える負荷の軽減と東京の持続ある発展を図っています。

都では「東京都建設リサイクル推進計画」等でリサイクルの目標・ルールを定め、建設副産物のリサイクル（発生抑制・再使用・再利用）に取り組んでいます。

特に、建設発生土については「東京都建設発生土再利用センター」を設置し、都内の公共系工事から発生する発生土を埋戻し材等として改良するなど、再利用に努めています。



土質改良プラント



東京都建設発生土再利用センター

臨海部を都心部とつなぐ、未来へつなぐまちづくり

都心部・臨海部において、個性やポテンシャルを生かしながら多様な拠点を形成・強化するとともに、二つのエリアを繋ぐ交通ネットワークを強化するなど、都心部～臨海部が一体となり、魅力を高めるまちづくりを推進していきます。

多様な拠点の形成

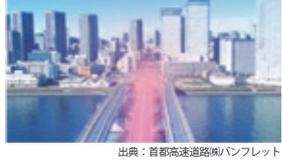
歴史や文化に裏打ちされた品格ある街並みの顔・日本橋では、首都高地下化の取組を着実に進めています。さらに、東京高速道路（KK線）の自動車専用の道路から歩行者中心の公共的空間への再生に取り組んでいます。

築地地区では、浜離宮、隅田川、食文化などのポテンシャルを生かしながら、民間の力を最大限に活用してまちづくりを推進し、世界中から多様な人々を出迎え、交流により、新しい文化を創造・発信する拠点を形成していきます。

東京 2020 大会において世界のアスリートを迎えた晴海の選手村跡地では、大会後の建物改修工事や水素ステーションなどの整備が完了し、令和 6 年（2024 年）5月にまちびらきを迎えました。

交通ネットワークの充実

都心部と臨海部をつなぐ基幹的な交通基盤としての役割を担う都心部・臨海地域地下鉄については、事業化に向けた取組を推進しています。併せて、東京BRTの運行や舟運ネットワークの構築などに取り組み、都心部～臨海部における公共交通の利便性の更なる充実や速達性の確保など、地域全体のアクセス利便性を向上させていきます。

<p>都心部・臨海地域地下鉄の新設 (詳細は P27 参照)</p> 		<p>首都高日本橋地下化 (詳細は P26 参照)</p>  <p>出典：首都高速道路局/パンフレット</p>
<p>東京高速道路（KK線）の再生 (詳細は P17 参照)</p> 		<p>高速晴海線の延伸 (詳細は P26 参照)</p>  <p>出典：首都高速道路局/パンフレット</p>
<p>築地地区のまちづくり</p> 		<p>東京BRT (詳細は P28 参照)</p>  <p>TOKYO BRT</p>
<p>晴海の選手村跡地 (詳細は P19 参照)</p>  <p>出典：©晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業特定建築者</p>		<p>舟運 (詳細は P31 参照)</p> 
<p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主な拠点 ●●●● 都心部・臨海地域地下鉄の新設 — 東京高速道路（KK線）の再生 — 高速晴海線の延伸 — 東京BRTルート — 東京BRT検討路線 — 舟運ネットワークの構築 — 舟旅通勤 — 整備が見込まれる主な鉄道路線 		